

平成22年度税制改正要望事項

平成21年10月

全国農業協同組合中央会

目 次

I. 国税関係

1	所得税	2
2	法人税	4
3	所得税・法人税	6
4	相続税・贈与税	8
5	消費税	11
6	石油石炭税	12
7	揮発油税	13

II. 地方税関係

1	不動産取得税	14
2	固定資産税・都市計画税	14
3	軽油引取税	15

III.	複数の税目に関する事項	16
------	-------------	----

※ なお、今後の税制改正の議論等をふまえ、必要に応じ、別途要望の追加・修正を行う。

I. 国税関係

1. 所得税

- (1) 青色申告者について、個人事業主の勤労性に配慮し、給与所得者の給与所得控除に準じた制度（事業主報酬制度）を創設すること。
(新設)

(理 由)

所得税法においては個人事業者が勤労の対価としての給与を必要経費に算入することが認められていないものの、法人税法においては、法人の社長報酬を全額損金算入することが認められている。さらに、社長報酬には給与所得控除が適用されることから、法人は個人事業者と比較して大幅に税負担が軽減されている。

経営形態の違いによる税負担の不均衡は税制の中立・公平の概念に反するため、個人事業主の勤労性に配慮した制度（事業主報酬制度）を創設する必要がある。

- (2) 農業所得における課税方式について、現在の農業経営の実情に合致し、かつ実務的に対応可能な制度となるよう、収穫基準の見直しを行うこと。
(新設)

(理 由)

収穫基準は、個人所得税における事業所得のうち農業所得のみに適用される制度であり、農産物を販売基準（引渡基準）ではなく、収穫時に時価によって収入金額に計上するものである。

しかし、収穫基準は、かつてコメの価格が公定価格であったことにより収穫時の価格予想が完全であったこと等を根拠としていることから、現在では制度の根拠が喪失しているばかりか、収穫した農産物が当該年内に販売されない場合の未実現利益への課税が問題となっている。

そのため、現在の農業経営の実情に合致し、かつ、実務的に対応可能な制度となるよう、収穫基準の見直しを行う必要がある。

(3) 適格退職年金契約の円滑な移行を図るための措置として、平成24年3月31日以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対する平成24年4月以降の税務取扱上の不利益の救済を図ること。(新設)

(理由)

平成24年4月以降も適格退職年金契約が継続している場合の法人税法その他租税に関する法令の規定の適用については、法人税法附則第20条第4項にて、適格退職年金契約に含まれないものとみなすこととされており、例えば、既に受給権取得済の年金受給中の者であっても、平成24年4月以降に受給する年金には公的年金等控除が適用されない等の不利益が発生する。

一方で、適格退職年金契約の他の制度への移行等に際しては、生命保険契約上、年金受給者および繰延者に対応する部分は解約できないこととしており、それ以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者のみで構成される生命保険契約を存続させる方式が一般的となっている。

そのため、以下のとおり、平成24年3月31日以前に受給権取得済である適格退職年金契約の年金受給者および繰延者に対する平成24年4月以降の税務取扱上の不利益の救済を図ることを要望する。

- ・ 年金について公的年金等控除を適用する取扱いの継続
- ・ 一時金および選択一時金を退職手当等とみなす取扱いの継続
- ・ 遺族が受取る年金について所得税を課さない取扱いの継続

2. 法人税

(1) 特定退職金共済制度について、被共済者（退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき職員）の受給権の保護等を担保する観点から、早急に法的整備を図ること。

確定給付企業年金制度に係る積立金を特定退職金共済制度へ非課税で移換する措置を講じるとともに、特定退職金共済制度に係る積立金を新企業年金制度（確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度および厚生年金基金をいう。）へ非課税で移換する措置を講じること。
(新 設)

(理 由)

特定退職金共済制度は、JAグループにおいて最も広く活用されている退職金積立制度であるが、税制上で位置づけられている制度であり、他の主な企業年金制度等（中小企業退職金共済制度、確定給付企業年金制度および確定給付年金制度等）と比して、法的基盤が脆弱である。

他制度の加入員たる勤労者との公正化をはかる観点からも、法的整備をはかり、制度の安定性を確保する必要がある。

また、新特定退職金共済制度と新企業年金制度等の積立金の移換にあたっては、非課税措置が講じられない場合は法人の効率的な退職金原資の外部積立制度活用への阻害要因になることから、両制度間の積立金移換にかかる非課税措置を講じる必要がある。

なお、特定退職金共済制度と適格退職年金制度間の積立金の移換については、農業協同組合等の合併時等にかぎり、非課税措置が講じられている。

(2) 適格退職年金制度、確定拠出年金制度および確定給付企業年金制度等の積立金にかかる特別法人税を廃止すること。

(法人税法第8条、第84条、附則20条))

(理 由)

適格退職年金制度、確定拠出年金制度および確定給付企業年金制度は、本格的な高齢社会における公的年金の補完手段として重要な位置を占める。同じ企業年金制度である厚生年金基金については、税制上の取扱いにより大部分の基金が非課税になっており、税制の公平化をはかる観点からも非課税とすることを要望する。

また、確定拠出年金資産管理契約の積立金に対する特別法人税の課税は、国民の老後の所得確保に大きな影響を与えるものである。公的年金を補完する手段として、自助努力による確定拠出年金制度を発展させるためにも、特別法人税を廃止することを要望する。

あわせて、財形給付金共済にかかる特別法人税の廃止も要望する。

－ 延 長 －

(3) JA等が一定の要件を満たした合併を行う場合に「適格合併」とする税制特例の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第68条の3)

(理 由)

JAグループでは、財務基盤強化を促進する観点から、組合員の負託に応えるべく、合併等による組織再編を進めているところであり、とりわけ小規模で財務基盤の脆弱な未合併JAを解消するため、「適格合併」とする税制特例の適用期限の延長が必要である。

3. 所得税・法人税

- (1) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された法人のうち、非営利型の特定退職金共済団体については、支払を受ける利子等にかかる源泉所得税は非課税とすること。(新 設)

(理 由)

所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体である「特例民法法人」が「非営利型法人」に移行した場合、支払いを受ける利子等にかかる源泉所得税が課税され、非課税団体である市町村・商工会議所等他の特定退職金共済団体との間において、支払を受ける利子等にかかる源泉所得税の扱いが相違し、団体間の公平性に欠けるのみならず、ひいては勤労者間の公平性にも欠けることとなるため要望する。

- (2) 厚生連が公的医療機関として寄付金を受け入れる場合、相手方が損金算入できるよう措置すること。(新 設)

(理 由)

厚生連は、その公益性から公的医療機関に指定されており、同じく公的医療機関に指定されている日赤・済世会と同様の取り扱いとして、より一層の公益性を発揮する必要がある。

－ 延 長 －

- (3) 中小企業者に該当する農業者等が機械等を取得した場合の特別償却または特別税額控除制度（中小企業投資促進税制）の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11)

(理 由)

中小企業者である農業者およびJA等の設備投資を促進するため、適用期限を延長する必要がある。

(4) 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度(情報基盤強化税制)の適用期限を延長すること。

(租税特別措置法第10条の6、第42条11、第68条の15)

(理 由)

情報基盤強化税制については、20年度税制改正によって引き続き措置されたが、JA系統においても、ニーズが大きいことから、IT投資を行った場合の税制上の措置として、同措置の適用期限を延長する必要がある。

4. 相続税・贈与税

(1) 相続税に関して、現行の法定相続分課税方式を堅持すること。
(新 設)

(理 由)

21年度税制改正において、相続税の課税方式の見直しについて検討がされたが、見送られた。しかしながら、政府税制調査会「平成21年度税制改正答申」において、相続税の課税方式の見直しについては、いずれの方式によるにせよ、新しい事業承継税制が制度化される場合には、課税の公平性に十分配慮して、国民の理解を得ることのできる仕組みとすべきである、とされた。

国産農畜産物増産、自給率向上を掲げているなかで、農家の生産手段を減らさず、農業後継者に引き継いでいけるよう、農地などの事業資産等分割が困難な資産の相続への配慮がされている現行の法定相続分課税方式を堅持することが必要である。

(2) 贈与税・相続税納税猶予制度の基本を堅持すること。

(理 由)

都市農地は豊かな環境と潤いのある地域づくりに貢献しており、贈与税・相続税納税猶予制度は、これら農地等の確保・保全に大きな役割を果たし、農業経営の継続に欠くことのできないものである。

農業を持続し、農地を次世代へ承継しやすくする贈与税・相続税納税猶予制度の基本を堅持することが必要である。

(3) 遺族の生活資金確保のため、死亡共済金の相続税非課税限度額について、「現行限度額（法定相続人数×500万円）」に、「配偶者分500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。

なお、課税方式が見直された場合においても、新たな非課税限度額は、現行制度に加算分を加えた水準とすること。

(相続税法第12条)

(理 由)

遺族の生活の安定を図るためには、死亡共済金を活用した遺族の生活資金の確保が不可欠であり、遺族の生活資金の確保のために支払われる死亡共済金の相続税非課税限度額について、現行限度額（500万円×法定相続人数）の拡充を要望する。

死亡共済金は、被相続人が一旦受け取った共済金を相続人が相続によって承継的に取得する相続財産ではなく、共済金受取人が共済金請求権を固有の権利として原始的に取得し、JA(JA共済連)から直接受け取るものである。しかしながら、相続税課税上は、死亡共済金を相続財産とみなすことにより課税対象に取り組むこととしたうえで、相続人1人につき、500万円を非課税とすることとしている。これは、死亡共済金が多くの子共済契約者が支払った共済掛金の中から共済金受取人に支払われるものであり、通常の相続財産とは異なり、相互扶助の原理に基づき遺族の生活の安定のために支払われるという性格が考慮された結果によるものとの側面を認識する必要がある。

また、国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、8割を超える母子世帯が生活意識について「苦しい」と回答している。児童のいる世帯において、万が一、主たる家計の支え手が亡くなった場合、母子世帯の家計は非常に厳しい状況になると考えられ、十分な遺族資金を確保することが必要不可欠であり、そのためには、「現行の非課税限度額の拡充」が必要である。現在、世帯主が加入している生命共済の平均死亡共済金額は「約3,000万円」であり、これは、世帯主が現在の収入水準で準備できる最低限必要な遺族の生活資金である。しかしながら、母と子2人の母子世帯においては、現行の非課税限度額では「1,500万円（500万円×法定相続人である母子3人）の控除」にとどまっており、遺族の生活資金の確保には不十分である。

相続税創設当初にあつては死亡共済金が非課税扱いであつたことも考慮すれば、本来、必要最低限の遺族の生活資金は非課税とされるべきであり、死亡共済金の非課税限度額として、母と子2人の母子家庭に3,000万円の控除額を可能とするため、非課税限度額の拡充を要望する。

なお、平成20年度税制改正の要綱等において「相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する」と記載されている。平成21年3月27日に成立した所得税法等の一部を改正する法律の附則第104条（税制の抜本的な改革に係る措置）では、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化について検討するとされており、今後、相続税の課税方式について検討される場合には、本要望の趣旨をふまえ、「十分な遺族の生活資金を確保するための非課税限度額が得られるような措置」を講ずることを要望する。

5. 消費税

- (1) 消費税の免税点引下げ等に伴う課税事業者の増加に対応して、簡易課税制度の事前届出制を省略すること。併せて、従来の2年継続適用については、1年にすること。(新設)

(理 由)

消費税の免税点引下げ等に伴う課税事業者の増加により、確定申告時期には各種届出書の提出の有無や提出の時期について、納税者に混乱を招くため、当面、課税売上高3,000万円までの課税事業者については、簡易課税の選択を確定申告期(書)で対応するなど、簡易課税制度の事前届出制を省略するとともに、従来の2年継続適用については1年にするなど、対応が必要である。

- (2) 患者に転嫁できず病院が負担する消費税について、払い戻しを受けられることのできる制度を創設すること。(新設)

(理 由)

厚生連においては、診療報酬が非課税であることから、医薬品・材料費等の仕入れにかかる消費税を、最終消費者である患者に転嫁することができず、また、実際に納付する税額は、診療報酬等に含まれた消費税相当額を大幅に上回る額となっており、病院経営を圧迫させる大きな要因となっている。

そのため、病院が負担している消費税について、払い戻しを受けられることのできる制度を創設する必要がある。

6. 石油石炭税

－ 延 長 －

- (1) 農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置の適用期限を延長すること。
(租税特別措置法第90条の4)

(理 由)

昨年の原油高騰を受けて、生産現場では、農家経営の危機的状況に陥っており、とりわけ、農林漁業用A重油は、施設園芸農家にとっては必須の生産資材である。また、生産費に占める割合も高く、その価格と供給の安定をはかることが重要な課題となっているため、適用期限を延長する必要がある。

- (2) 農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の適用期限を延長すること。
(租税特別措置法第90条の6)

(理 由)

石油石炭税(1)と同趣旨による。あわせて、制度の趣旨にそって農家まで還付されることが明確となる措置にしていきたい。

7. 揮発油税、地方揮発油税

(1) ガソリン税の暫定税率廃止にともなう、ガソリン手持品在庫に係る減税相当額の還付措置を講じること。 (新 設)

(理 由)

平成22年4月1日にガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）の暫定税率（揮発油税48.6円＋地方揮発油税5.2円＝53.8円/L）が廃止されると、同日以降、出荷・流通するガソリンについては、本則税率（揮発油税24.3円＋地方揮発油税4.4円＝28.7円/L）が適用されることになる。

そのため、平成22年4月1日以降、石油販売業者が、暫定税率と本則税率との差額分（25.1円/L）の負担もなく、速やかに農家・組合員に販売できるよう、手持在庫品分のガソリン税減税相当額分について、還付する必要がある。

II. 地方税関係

1. 不動産取得税

－ 延 長 －

- (1) 国の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(地方税法附則第 11 条第 1 項、第 2 項)

(理 由)

農林漁業生産の合理化・近代化を図るための施設は、国の補助を受けて整備されるものであり、その効果を高め、政策の目標とするところを達成するため、適用期限を延長する必要がある。

2. 固定資産税・都市計画税

－ 延 長 －

- (1) と畜場における牛海綿状脳症（BSE）対策実施のために設置する設備等の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(地方税法附則第 15 条第 39 項)

(理 由)

と畜場において、BSE対策にかかる設備等の設置を促進し、特定危険部位（SRM）の除去等を適切に実施するため、固定資産税に関する道徳例について、適用期限を延長する必要がある。

(2) 家畜排せつ物の管理の適正化および利用の促進に関する法律に基づく管理施設を取得した場合の課税標準の軽減措置の適用期限を延長すること。
(地方税法附則第 15 条第 37 項)

(理 由)

家畜ふん尿の適切な保管・処理を推進するとともに、今後、たい肥の利用を促進するため、同措置の適用期限の延長を要望する。

(3) 公害防止用設備を取得した場合の課税標準の軽減措置の適用期限を延長すること。
(地方税法附則第 15 条)

(理 由)

家畜ふん尿の適切な保管・処理を推進するため、適用期限の到来する汚水処理用施設・設備について、適用期限を延長する必要がある。

3. 軽油引取税

(1) 暫定税率の廃止が行われた場合においても、農業用軽油免税制度を引き続き措置すること。
(地方税法第 700 条の 6)

(理 由)

農業用軽油免税制度については、20年度税制改正において、農作業受託を行う者が追加されたが、道路特定財源の一般財源化により、21年度税制改正において、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となったが、今後、暫定税率の廃止など、同措置のあり方について検討される可能性がある。

原油高騰により農家経営が厳しいなか、同措置による影響は大きいいため、暫定税率の廃止が行われた場合においても、引き続き措置するとともに、免税券申請の事務手続きの簡素化など、行うことが必要である。

また、免税対象についても、農業用機械使用全般に適用になるよう拡充願いたい。

Ⅲ. 複数の税目に関する事項

- (1) 生命共済掛金控除の改組に伴う所要の法制上の措置を実現すること。(所得税法第76条、地方税法第34条、第314条の2)

(理 由)

平成21年1月23日に閣議決定された平成21年度税制改正の要綱等には、現行の生命共済掛金控除(生命共済掛金控除・個人年金共済掛金控除)と別枠で、介護医療共済掛金控除を創設し、「生命共済掛金控除」、「介護医療共済掛金控除」および「個人年金共済掛金控除」からなる制度としたうえで、「生命共済契約等の主契約・特約にかかる共済掛金等について、それぞれ保障内容に応じ、各共済掛金控除を適用する枠組み」を基本とし、「平成22年度において必要な法制上の措置を講ずる(ただし、新制度が適用される以前に締結した生命共済契約等は現行制度が適用される)」等が明記されている。

したがって、現行の生命共済掛金控除制度(生命共済掛金控除・個人年金共済掛金控除)について、社会保障制度を補完する遺族・医療・介護・老後(年金)保障といった共済仕組みに対応した新たな共済掛金控除制度(所得控除限度額の拡充等)に改組することに関しては、制度移行に伴う諸課題について検討を進めたうえで、平成22年度改正において必要な法制上の措置(所得税・個人住民税)を講ずることを要望する。

また、システム改修等を勘案し、新制度は一定の準備期間を経た後(所得税は平成24年分以後、個人住民税は平成25年度分以後)に適用されることを要望する。

- (2) 地産地消の推進をはかるため、農産物直売所の設置に係る税制上の特例措置を講じること。(新設)

(理 由)

地産地消の推進は、新鮮な農畜産物を地元消費者へ提供するとともに、消費者との交流、輸送にともなう環境負荷や流通コストの低減にも資することから、利用者および地域住民の交流の拠点として、農産物直売所のさらなる事業発展をはかるため、設置促進に向けた特例措置の創設が必要である。

(3) 都市農地を保全し、都市農業を振興するため、都市計画上の位置付けならびに、関連する税制について見直しを行うこと。(新設)

(理由)

都市農業は、新鮮で安全な農産物の都市住民への供給のほか、緑の潤いのある空間、食農教育やレクリエーションの場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和やCO₂削減など、多面的機能を担っている。また、都市と農村との交流活動においても、都市農業は都市の近くに立地する特性を活かし、その役割発揮が期待されている。

しかしながら、都市農地について、三大都市圏特定市では、宅地並み課税の実施、その他市町村では負担調整措置の実施など、固定資産税の引き上げが行われ、その結果、都市農地の面積は減少が続いており、このままでは、都市農業・都市農地の果たす多面的機能の発揮が損なわれかねない状況にある。

このような中で、見直しが検討されている都市計画法において、都市農地を都市政策の中に明確に位置付け、関連する税制（固定資産税、相続税等）について見直しを行うことが必要である。

(4) JA系統金融機関について、個別評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額の引き上げなど、資産としての脆弱性のある繰延税金資産の発生を抑制するための税制上の特例措置を講ずること。
(法人税等)

(理由)

JAグループにおいては、JAバンクシステムの構築等により、信用事業実施態勢の整備・強化を行っているところであるが、不良債権処理による一層の健全性の確保と財務基盤の強化、繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処する観点から、個別評価金銭債権にかかる貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ等の特例措置を講ずる必要がある。

- (5) 農林年金が支給する特例老齢農林一時金について、国税徴収法に規定する社会保険制度に基づく給付の差押禁止の対象とすること。
(新 設)

(理 由)

農林年金は、農林漁業団体の総意をふまえて、厚生年金への統合後に新規裁定の特例老齢農林年金（統合前の年金額保障のあるものを除く）について、受給者の利便向上と農林年金の事務負担の軽減をはかるため、本人の選択により将来の年金給付相当額を一時金（以下「特例老齢農林一時金」という）で受給することができる仕組みを新たに導入することを決定した。

特例老齢農林一時金は、平成22年4月施行の政令改正により、その支給方法について規定されることとなるが、この一時金は、退職を契機として、将来支給されることとなる年金額の現価相当額を年金受給者の選択により受け取れるようにするものであることから、他の社会保険制度に基づく退職手当等とされる給付と同様に、国税徴収法に基づく差押禁止とする必要がある。

また、所得税法施行令第72条第1項第2号において、平成13年統合法附則の規定に基づく一時金は、退職手当等とみなすこととされており、今般の一時金も平成13年統合法附則の規定に基づく一時金に該当し、退職手当等とみなされる一時金に該当することを確認する必要がある。

— 延 長 —

- (6) J A系統金融機関が合併等の組織再編に係る税制上の特例措置の適用期限を延長すること。
(登録免許税ほか)

(理 由)

世界的な金融危機のもと、J A等においては、農家組合員が安心して貯金できる安定した財務基盤の確立が強く求められており、小規模で財務基盤の脆弱なJ Aを解消するため、合併等の組織再編を進めていくことが重要であり、今後も円滑に組織再編をはかるため、関係する税制上の特例措置について、適用期限を延長する必要がある。